

保育短時間

保育料基準額表（令和5年10月1日～）

（単位：円）

世帯の階層区分		保育料（月額）			月額延長保育料（区立保育園）			
階層	所得等の条件	0歳～2歳児クラス			3歳児クラス以上	～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
		第1子	第2子	第3子				
A (備考3)	生活保護世帯	0						
B (備考3)	A階層の世帯を除く 市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯 (備考4)	0					
		ひとり親等世帯以外	0					
C1 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯		3,100					
C2 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割額が	7,000円未満相当の世帯	3,600					
C3 (備考3)		7,000円以上相当の世帯	4,400					
D1 (備考3)		48,600円未満相当の世帯	8,000					
D2 (備考3)		52,500円以上相当の世帯	9,900					
D3 (備考3)		55,000円以上相当の世帯	11,200					
D4 (備考3)		60,000円以上相当の世帯	18,400					
D5 (備考3)		75,000円以上相当の世帯	22,900					
D6		97,000円以上相当の世帯	25,800					
D7		115,000円以上相当の世帯	28,400					
D8		130,000円以上相当の世帯	30,600					
D9		150,000円以上相当の世帯	33,000					
D10		169,000円以上相当の世帯	35,100					
D11		185,000円以上相当の世帯	37,200					
D12		200,000円以上相当の世帯	39,100					
D13		215,000円以上相当の世帯	41,200					
D14		230,000円以上相当の世帯	42,900					
D15		245,000円以上相当の世帯	44,800					
D16		260,000円以上相当の世帯	46,400					
D17		280,000円以上相当の世帯	48,300					
D18		301,000円以上相当の世帯	52,200					
D19		340,000円以上相当の世帯	59,000					
D20		397,000円以上相当の世帯	64,700					
D21		460,000円以上相当の世帯	69,300					
D22		510,000円以上相当の世帯	72,700					
D23	560,000円以上相当の世帯	76,300						
D24	610,000円以上相当の世帯	80,100						
D25	800,000円以上相当の世帯	85,100						
D26	1,100,000円以上相当の世帯	90,100						

延長保育（月極）は利用できません。

第2子以降の保育料はかかりません。（延長保育料を除く）
 幼児教育・保育の無償化により、延長保育料はかかりません。

（備考）

- この表において保育料を算出する場合における市区町村民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては令和4年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては令和5年度分とします。
- 保育料の算定に際し、寄付金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割除及び住宅取得控除等適用されない税額控除があります。
- 原則として第2子・第3子基準額は、同一世帯に保護者が扶養する児童が2人以上いる場合（年齢、同居の有無を問いませんが、扶養する児童と世帯が別の場合は別途申請が必要です）の第2子・第3子に適用します。ただし、ひとり親等の世帯のうち、A～D5階層（所得割額77,101円未満まで）の場合、第1子の保育料は無料となります。
- B階層等におけるひとり親等世帯とは、母子（父子）世帯または在宅障害児（者）のいる世帯のことを言います。
- 保育料の減額及び免除は申請に基づき適用します。
- 保育料の算定に必要な資料の提出がない場合や税未申告の場合は、最高額を適用します。